

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三編 特別地方公共団体 第二章 特別区</p> <p>（特別区） 第二百八十一条（削る）</p> <p>特別区は、法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。</p> <p>2 従来の都の区は、この章の定めるところにより設置された特別区とみなす。</p> <p>（都道府県と特別区との役割分担の原則） 第二百八十一条の二 都道府県は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点</p>	<p>第三編 特別地方公共団体 第二章 特別区</p> <p>（特別区） 第二百八十一条 都の区は、これを特別区という。</p> <p>2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都 が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。</p> <p>（新設） （都 と特別区との役割分担の原則） 第二百八十一条の二 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第二条第五項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第三項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点</p>

から当該区域を通じて都道府県が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都道府県が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第三項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都道府県及び特別区は、その事務を処理するに当たつては、相互に競合しないようにしなければならない。

(市町村の廃置分合又は境界変更に関する規定の適用除外)

第二百八十一条の三 第七条の規定は、特別区については、適用しない。

(特別区移行協議会の設置)

第二百八十一条の三の二 市町村を廃止し、その区域において特別区を設置しようとする市町村(以下この章において「特定市町村」という。)及びこれを包括する都道府県(以下この章において「特定都道府県」という。)は、第二百五十二条の二第一項の規定により、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置に関する協定書(以下この章において「特別区移行協定書」という。)(の作成その他特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置に関する協議を行うため、協議会(以下この章において「特別区移行協議会」という。)(を置くものとする。

2 特定市町村は、一の指定都市であつて、その人口が百万以上

から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第三項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たつては、相互に競合しないようにしなければならない。

(特別区の廃置分合又は境界変更)

第二百八十一条の三 第七条の規定は、特別区については、適用しない。

(新設)

で政令で定める数を超えるもの又は指定都市を含み、隣接する同一都道府県の区域内の二以上の市町村であつて、その総人口が百万以上で政令で定める数を超えるものでなければならぬ。ただし、既に特別区が設置されている都道府県の区域内において、その特別区に隣接して特別区を設置しようとするときは、この限りでない。

3 特別区移行協議会の会長は、第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、特定都道府県の知事をもつて充てる。

4 特別区移行協議会の委員は、第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、特定都道府県の議会の議員又は職員及び特定市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。

5 特別区移行協議会には、前項に定める者のほか、第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

(特別区移行協定書の作成)

第二百八十一条の三 特別区移行協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

一 特別区を設置する時期

二 特別区の区域

三 都道府県と特別区の事務の分担に関する事項

四 都道府県と特別区の税源の配分及び財政調整に関する事項

五 特別区の議会の議員の定数

六 特定都道府県及び特定市町村の財産及び債務の承継に関する

(新設)

る事項

七 特定都道府県及び特定市町村の職員の引継ぎに関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、特別区の設置に関する重要事項

2 既に特別区が設置されている都道府県の区域内において、その特別区に隣接して特別区を設置しようとするときは、特別区移行協定書の作成に当たつては、既に設置されている特別区に係る前項第三号及び第四号に掲げる事項との均衡に配慮しなければならぬ。

3 特別区移行協議会は、特別区移行協定書を作成しようとするときは、特別区への円滑な移行に資するため、総務大臣に情報を提供し、説明するものとする。

4 特別区移行協定書については、特定都道府県及び全ての特定市町村の議会の議決を経なければならない。

5 特定都道府県の知事は特定市町村の長に対し、特定市町村の長は特定都道府県の知事及び他の特定市町村の長に対し、前項の規定による議決の結果を速やかに通知しなければならない。

6 特定都道府県の知事は、第四項の規定により特定都道府県の議会が特別区移行協定書について可決し、かつ、前項の規定により全ての特定市町村の長から通知（当該特定市町村の議会が特別区移行協定書について可決した旨の通知である場合に限る。）を受けたときは、速やかに、その旨を特定市町村の長に通知するとともに、特別区移行協定書を告示し、これを総務大臣に送付しなければならない。

7 特定市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、

直ちに特別区移行協定書を告示しなければならない。

(特定市町村における住民投票)

第二百八十一条の三の四 特定市町村の長は、前条第六項の規定

による通知を受けたときは、それぞれその選挙管理委員会に対し、

次条の規定による申請をすることについて、住民(当該特定市

町村の議会の議員及び市長の選挙権を有する者に限る。以下第四

項及び第六項において同じ。)(の投票)以下この条、次条及び

第二百八十一条の三の八において「住民投票」という。)(に付

するよう請求しなければならない。

2 前項の規定による請求があつたときは、特定市町村の選挙管理委員会は、次条の規定による申請をすることについて、住民投票に付さなければならない。

3 住民投票の期日は、少なくとも十四日前に告示しなければならない。

4 特定市町村の長は、特別区移行協定書の内容について、住民の理解を促進するよう、パンフレットを住民に配布し、分かりやすい十分な説明をしなければならない。

5 特定市町村の議会の会派は、住民投票に関して意見を表明し、かつ、そのときは、当該特定市町村の選挙管理委員会において意見表明団体の登録を受けることができる。

6 特定市町村の選挙管理委員会は、前項の意見表明団体の意見を公報に掲載し、住民に配布しなければならない。

7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、住民投票に準用する。

(新設)

8 住民投票は、普通地方公共団体の選挙、第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票又は第二百六十一条第三項の規定による一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての投票と同時に行うことができる。

(特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置の申請)

第二百八十一条の三の五 前条第二項の規定による全ての特定市町村の住民投票において過半数の同意があつたときは、特定都道府県及び特定市町村は、共同して、総務大臣に対し、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置を申請するものとする。

(新設)

(特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置)

第二百八十一条の三の六 総務大臣は、前条の規定による申請に基づき、特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置を定めるものとする。

(新設)

2 総務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 政府は、第二百八十一条の三の三第六項の規定により総務大臣が送付を受けた特別区移行協定書の内容を尊重し、前条の規定

定による申請があつた日から六月を目途に特別区の設置のために必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(特別区の設置の準備事務等)

第二百八十一条の三の七 特別区の設置に関する準備に必要な事務は、その区域において当該特別区が設置される特定市町村が、単独で又は共同して行うものとする。

2 特定都道府県は、特定市町村に対し、前項の事務に関する必要な支援を行わなければならない。

3 第二百八十一条の三の三第七項の規定により告示された特別区移行協定書に定める特別区の議会の議員の定数は、第二百八十二条第一項の規定により特別区に適用される第九十一条第一項の規定に基づき当該特別区の条例により定められたものとみなす。

4 特定市町村を廃止し、その区域において特別区を設置する場合において必要となる財産及び債務の承継は、特別区移行協定書の定めるところによる。

(政令への委任)

第二百八十一条の三の八 この法律に規定するものを除くほか、住民投票の実施について必要な事項並びに特別区の長が選挙されるまでの間その職務を行う者の選任方法その他の特定市町村の廃止及びその区域における特別区の設置に伴う措置について必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

(市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更等)

第二百八十一条の四 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都道府県知事がその議会の議決を経て 定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により特別区の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の 境界にわたる特別区の境界変更は、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が 定める。

4 第一項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区及び関係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(削る)

第二百八十一条の四 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事 が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により特別区の廃置分合をしようとするときは、都知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県との境界にわたる特別区の境界変更は、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

4 第一項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区及び関係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

8 都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の設置は、

(削る)

8) 都道府県内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないものは、関係特別区及び関係市町村の申請に基づき、都道府県知事がその議会の議決を経て、定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

9) 第二項及び第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の境界変更について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「廃置分合」とあるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」とあるのは「第八項」と、「関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区」とあるのは、「関係特別区」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第

当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。
9) 第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の設置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「廃置分合」とあるのは「設置」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第八項の申請」と、「関係特別区及び関係のある普通地方公共団体」とあるのは「当該市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第八項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「次項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

10) 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないものは、関係特別区及び関係市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければなら

ない。
11) 第二項及び第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の境界変更について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十項」と、「廃置分合」とあるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」とあるのは「第十項」と、「関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区」とあるのは、「関係特別区」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第

八項の申請又は第九項」において準用する前項の協議」と、「関係のある普通地方公共団体」とあるのは「関係市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第八項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第八項」と、「前項」とあるのは「第九項」において準用する前項」と読み替えるものとする。

10] この法律に規定するものを除くほか、第一項、第三項及び第八項の場合において必要な事項は、政令で定める。

第二百八十一条の五 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九条第七項、第九条の三第一項、第二項及び第六項並びに第九十一条第三項及び第五項の規定の適用については、第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及び第七項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項若しくは第三項及び第六項又は同条第八項及び同条第九項」において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項及び第八項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第三項」と、同条第六項中「第七条第七項及び第八項」とあるのは「第二百八十一条の四第六項及び第七項」と、第九十一条第三項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項、第三項又は第八項」と、同条第五項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項

十項の申請又は第十一項」において準用する前項の協議」と、「関係のある普通地方公共団体」とあるのは「関係市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第十項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項」において準用する前項」と読み替えるものとする。

12] この法律に規定するものを除くほか、第一項、第三項、第八項及び第十項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百八十一条の五 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九条第七項、第九条の三第一項、第二項及び第六項並びに第九十一条第三項及び第五項の規定の適用については、第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及び第七項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項若しくは第三項及び第六項又は同条第十項及び同条第十一項」において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第三項」と、同条第六項中「第七条第七項及び第八項」とあるのは「第二百八十一条の四第六項及び第七項」と、第九十一条第三項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」と、同条第五項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十一条の四第一項又は第八

「とす。

(都道府県と特別区及び特別区相互の調整)

第二百八十一条の六 都道府県知事は、特別区に対し、都道府県と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができ。

(特別区財政調整交付金)

第二百八十二条 都道府県は、都道府県と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都道府県が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区が等しく、その行うべき事務を遂行することができるように都道府県が交付する交付金をいう。

3 都道府県は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができ。

5 国は、道府県の区域内において特別区が設置されたときは、

項」とす。

(都)と特別区及び特別区相互の調整)

第二百八十一条の六 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができ。

(特別区財政調整交付金)

第二百八十二条 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしく、その行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

3 都は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができ。

(新設)

別に法律で定めるところにより、前各項の規定の特例を定めることができる。

(都道府県・特別区協議会)

- 第二百八十二条の二 都道府県及び特別区の事務の処理について、都道府県と特別区及び特別区相互の連絡調整を図るため、都道府県及び特別区をもつて都道府県・特別区協議会を設ける。
- 2 前条第一項又は第二項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ都道府県・特別区協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、都道府県・特別区協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(市に關する規定の適用)

- 第二百八十三条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編及び第四編中市に關する規定は、特別区にこれを適用する。
- 2 他の法令の市に關する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第二百八十一条第一項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区に適用する。
- 3 前項の場合において、都道府県と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に關する規定をそのまま特別区に適用し難いときは、政令で特別の定めをすることができる。

(都区協議会)

- 第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。
- 2 前条第一項又は第二項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、都区協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(市に關する規定の適用)

- 第二百八十三条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編及び第四編中市に關する規定は、特別区にこれを適用する。
- 2 他の法令の市に關する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。
- 3 前項の場合において、都と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に關する規定をそのまま特別区に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることができる。

第四編 補則

(事務の区分)

第二百九十八条 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の八第十項において準用する同条第一項から第四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項（第二百九十一条の二三項において準用する場合を含む。）、の規定により処理することとされている事務、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二

第四編 補則

(事務の区分)

第二百九十八条 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の八第十項において準用する同条第一項から第四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項（第二百九十一条の二三項において準用する場合を含む。）、の規定により処理することとされている事務、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二

条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第二百八十一条の四第一項、第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）

及び第八項の規定により処理することとされている事務、第二百八十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務

第二

二百八十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

(削る)

2| 市町村が第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務及び第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2| 都が第二百八十一条の四第一項、第二項（同条第九項及び第十一項において準用する場合を含む。）、第八項及び第十項の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3| 市町村が第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務及び第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別区の特例）</p> <p>第二百六十六条 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第三十三条第三項中「第六条の二第四項又は第七条第七項」とあるのは、「第二百八十一条の三の六第二項又は第二百八十一条の四第六項」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特別区の特例）</p> <p>第二百六十六条 この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。この場合において、第三十三条第三項中「第七条第六項 ——とあるのは、「第二百八十一条の四第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とする。</p> <p>2 （略）</p>